

協力医療機関に関する契約書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター（以下「甲」という。）と医療法人紀川会介護老人保健施設ものみの郷（以下「乙」という。）の間に、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備ならびに運営に関する基準」（平成11年3月31日付け厚生労働省令第40号）第30条に規定する協力医療機関に関し、次のとおり契約を締結する。

（連携協力事項）

- 1 甲及び乙は、次に掲げる事項について、双方協議のうえ、連携・協力していくこととする。
 - （1）協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。
 - ① 乙の入所者の病状が急変した場合等において、甲は甲の医師または看護職員が乙からの相談に対応する体制を常時確保する。
 - ② 乙から診療の求めがあった場合において、甲は診療を行う体制を常時確保する。
 - ③ 乙の入所者の病状が急変した場合等において、乙の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院について、甲は原則として受入れる体制を確保する。
 - （2）乙は、1年に1回以上、甲との間で入所者の病状が急変した場合等の対応について確認するとともに、甲の名称等について、乙の指定を行った自治体に提出する。
 - （3）入所者が甲に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、乙はすみやかに再び入所できるように努めることとする。
 - （4）甲と乙は実効性ある連携体制を構築するため、乙の入所者の現病歴等を定期的に情報共有するよう努めることとする。

（信義則）

- 2 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を履行するものとする。

（契約期間）

- 3 契約期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、契約期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかの書面による解約の通知がない場合は、この契約は、当該期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

（疑義）

- 4 この契約に定めのない事項および契約に関し疑義が生じた場合は、甲・乙において協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年3月27日

甲 奈良県生駒郡三室1丁目14番16号
地方独立行政法人 奈良県立病院機構
奈良県西和医療センター
院長 土肥 直文



乙 奈良県生駒郡三郷町勢野東4丁目14番1号
医療法人 紀川会
介護老人保健施設 ものみの郷
理事長 紀川 伊克

